

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

令和5年11月29日
府地創第327号
令和5年12月22日
一部改正
令和6年4月1日
一部改正

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の

交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算若しくは令和6年度予算に計上され実施される事業又は令和5年度予算若しくは令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。
- 2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度(以下「事業完了年度」という。)の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣(以下「交付担当大臣」という。)と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この決定は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

この決定は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

各地方公共団体の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金に係る交付限度額は、都道府県については以下の(1)の算定額、市町村分については以下の(1)から(6)の算定額の合計額とする。

(1) 令和5年11月29日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあつては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F)×G」とあるのは「ウクライナからの避難民×400×F)」と読み替えるものとする。

算式

$$840 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 660 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$$

※840円×人口×A×B×C×α及び660円×(事業所数×β×D+人口×E×F)×G×γに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口：国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。

事業所数：経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって公表された令和3年度経済センサス活動調査（甲調査）における事業所の数（事業内容等不詳の事業所を除く。）をいう。以下（1）において同じ。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市（東京都にあつては、東京都区部。以下（１）において同じ。）の消費者物価指数の伸び率（令和５年１月分から同年９月分までの２０２０年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の２０２０年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る指数をいう。）の合計数を令和４年１月分から同年９月分までの２０２０年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から１を控除して得た数をいう。以下（１）において同じ。）が０．０３３８７以上の都道府県	１．１０
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が０．０３１８９以上０．０３３８７未満の都道府県	１．０５
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が０．０３１８９未満の都道府県	１．００

B：年少者人口割合×0.5＋高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和５年７月２６日に総務省が公表した同年１月１日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち１５歳未満の者の数をいう。以下（１）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（０．１１７）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和５年７月２６日に総務省が公表した同年１月１日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち６５歳以上の者の数をいう。以下（１）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全

国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合 (0.286) で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

C : 次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
一人当たり県民所得 (令和5年に内閣府が公表した平成30年度から令和2年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)) をいう。以下 (1) アにおいて同じ。) が 2,718 千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が 2,718 千円以上 2,959 千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得 / 1,000 × - 0.00166 + 5.91194
一人当たり県民所得が 2,959 千円以上の都道府県	1.0

α : 別に定める乗率

β : 23.010512284

D : 次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
中小企業割合 (中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数 (民営及び非一次産業に限る。)) を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数 (民営及び非一次産業に限る。)) で除して得た数 (小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)) をいう。以下 (1) アにおいて同じ。) が 0.99818 以上の都道府県	1.2

中小企業割合が 0.99689 以上 0.99818 未満の都道府県	中小企業割合×155.039 －153.557
中小企業割合が 0.99689 未満の都道府県	1.0

E：地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.70
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.57
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.89
同上 900,000 人を超える数	0.83

F：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都 道 府 県 区 分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第 11 条第 1 項第 1 号（一）（2）に規定する第一次産業就業者数をいう。）を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第二次産業就業者数をいう。）及び第三次	1.2

産業就業者数（同号（一）（２）に規定する第三次産業就業者数をいう。）の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（１）において同じ。） （福島県については、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業就業者数割合に0.850を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下（１）アにおいて同じ。）が0.063以上の都道府県	
第一次産業就業者数割合が0.034以上0.063未満の都道府県	第一次産業就業者数割合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が0.034未満の都道府県	1.0

G : $(1.06 - \text{財政力指数}) \times 1.5 + 0.2$

Gが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和2年度、令和3年度及び令和4年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（１）において同じ。

γ : 別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあつては、当該

算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F×G)×H」とあるのは「ウクライナからの避難民×460×F×G)」と読み替えるものとする。

算式

$750 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 550 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times H \times \gamma$

※750円×人口×A×B×C×α及び550円×(事業所数×β×D+人口×E×F×G)×H×γに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年9月30日現在における住民基本台帳登録人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登録人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a：国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該市町村の人口
- b：令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和2年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口
- c：令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成27年9月30日現在における当該市町村

の住民基本台帳登載人口

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.03387 以上の都道府県庁所在市等（都道府県庁の置かれている市及びその他の指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。）をいう。以下（1）イにおいて同じ。）	1.10
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 以上 0.03387 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※ 都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和 5 年 7 月 26 日に総務省が公表した同年 1 月 1 日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.117）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和 5 年 7 月 26 日に総務省が公表した同年 1 月 1 日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.286）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端

数を四捨五入する。)

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
一人当たり地方税収（令和元年度から令和3年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）52表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算した数とする。）を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計額を3で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下(1)イにおいて同じ。）が105,950円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が105,950円以上251,429円未満の市町村	一人当たり 地方税収/ $1,000 \times -$ $0.00275 +$ 1.69136
一人当たり地方税収が251,429円以上の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

β : 22.933014585

D : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該市町村の中小企業数（民営及び	1.2

非一次産業に限る。)を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下(1)イにおいて同じ。)が0.99879以上の市町村	
中小企業割合が0.99689以上0.99879未満の市町村	中小企業割合×105.263 -103.936
中小企業割合が0.99689未満の市町村	1.0

E: 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.75
250,000人を超え400,000人までの数	0.66
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.52
人口が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.14
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.15
同上92,000人を超え96,000人までの数	-0.45
同上96,000人を超える数	-1.67

F: 次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合(福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、	1.2

双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成22年第一次産業就業者数割合に0.850を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下（1）イにおいて同じ。）が0.089以上の市町村	
第一次産業就業者数割合が0.034以上0.089未満の市町村	第一次産業就業者数割合×3.63636 +0.87636
第一次産業就業者数割合が0.034未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和5年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H： $(1.17 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$

Hが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

γ ：別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(2) 低所得世帯支援枠に係る交付限度額（概算分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

概算非課税世帯数×70,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算非課税世帯数×2,500円

算式の符号

概算非課税世帯数：令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）（以下「令和4年度緊急支援給付金」という。）における支給世帯数に0.8を乗じた値（以下「概算令和5年度非課税世帯数」という。）。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

(3) 低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

追加非課税世帯数×70,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

追加非課税世帯数×2,500円

算式の符号

追加非課税世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生

活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。)(以下「令和5年度非課税世帯」という。)の数から(2)における概算非課税世帯数を引いた値。

(4) 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(概算分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

算式

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×100,000円+概算令和6年度非課税化世帯数×100,000円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×100,000円+概算こども加算対象児童数×50,000円+概算調整給付対象者数(扶養親族等含む)×20,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×2,500円+概算令和6年度非課税化世帯数×2,500円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×2,500円+概算こども加算対象世帯数×2,500円+概算調整給付対象納税義務者数×3,000円

算式の符号

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数：住民税均等割のみ納税義務者数
(令和4年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数のうち所得者区分が家屋敷等のみの納税義務者数を除く。)に $\alpha \div A \times 0.8$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$\alpha : 1.2$

A：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	2.10
その他の人口 150,000 人以上の市	2.27
その他の人口 150,000 人未満の市	2.36
町村	2.35

概算令和 6 年度非課税化世帯数：概算令和 5 年度非課税世帯数に令和 4 年度緊急支援給付金における支給世帯に対する家計急変世帯（予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和 4 年 1 月から 12 月までの任意の 1 か月収入×12 倍）が市町村民税均等割非課税水準以下となった世帯。以下同じ。）の割合を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

概算令和 6 年度均等割のみ課税化世帯数：概算令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯数に令和 4 年度緊急支援給付金における支給世帯に対する家計急変世帯の割合を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

概算子ども加算対象世帯数：（概算令和 5 年度非課税世帯数＋概算令和 5 年度均等割のみ課税世帯数＋概算令和 6 年度非課税化世帯数＋概算令和 6 年度均等割のみ課税化世帯数）に β を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

β : 0.08096

概算子ども加算対象児童数：概算子ども加算対象世帯数に γ を乗じた値

(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

γ : 1.66

概算調整給付対象納税義務者数：当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数（令和4年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数。）に $\delta \times 0.8$ を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

δ : 0.3922551

概算調整給付対象者数(扶養親族等含む)：当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数（令和4年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数。）に $\varepsilon \times 0.8$ を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

ε : 0.5386094

(5) 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

(令和5年度均等割のみ課税世帯支援数 \times 100,000円+令和6年度非課税化世帯支援数 \times 100,000円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数 \times 100,000円+こども加算支援児童数 \times 50,000円+調整給付支援額) - (概算令和5年度均等割のみ課税世帯数 \times 100,000円+概算令和6年度非課税化世帯数 \times 100,000円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数 \times 100,000円+概算こども加算対象児童数 \times 50,000円+概算調整給付対象者数(扶養親族等含む) \times 20,000円)

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

(令和5年度均等割のみ課税世帯支援数 \times 2,500円+令和6年度非課税化世帯支援数 \times 2,500円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数 \times 2,500円+こども加算支援世帯数 \times 2,500円+調整給付支援納税義務者数 \times

3,000円) - (概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×2,500円+概算令和6年度非課税化世帯数×2,500円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×2,500円+概算こども加算対象世帯数×2,500円+概算調整給付対象納税義務者数×3,000円)

算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、基準日において市町村住民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和5年度分の住民税均等割を課される者である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）（以下「令和5年度均等割のみ課税世帯」という。）の数。

令和6年度非課税化世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和6年6月3日（以下「令和6年度非課税化世帯等の基準日」という。）において市町村住民基本台帳に記録されている者（令和6年度非課税化世帯等の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、令和6年度非課税化世帯等の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和6年度非課税化世帯等の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除く。）（以下「令和6年度非課税化世帯」という。）の数。

令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数の

うち、令和6年度非課税化世帯等の基準日において市町村住民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和6年度分の住民税均等割を課される者である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除く。）（以下「令和6年度均等割のみ課税化世帯」という。）の数。

こども加算支援世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税化世帯であって、十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯数。

こども加算支援児童数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税化世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

調整給付支援納税義務者数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した者の数のうち、納税義務者（令和6年度において当該市町村で賦課決定された個人住民税所得割の納税義務者又は当該市町村に居住する所得税の納税義務者をいう。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）の減税対象人数（納税義務者本人並びに控除対象配偶者及び扶養親族（令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除き、扶養親族については16歳未満扶養親族を含む。）の数。以下同じ。）に30,000円を乗じた金額が当該納税義務者の令和5年分所得税額を超え、又は当該納税義務者の減

税対象人数に 10,000 円を乗じた金額が当該納税義務者の令和 6 年度分個人住民税所得割額を超える者（以下「調整給付支援対象納税義務者」という。）の数。

調整給付支援額：次の算式により算定した額。

算式

$$\Sigma (A)$$

算式の符号

A：調整給付支援対象納税義務者ごとに、所得税分控除不足額及び個人住民税分控除不足額の合算額を基礎として算定する給付額（一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。）

所得税分控除不足額：30,000 円×減税対象人数－令和 5 年分所得税額（所得税分控除不足額が 0 未満の場合は 0 とする。）

個人住民税分控除不足額：10,000 円×減税対象人数－令和 6 年度分個人住民税所得割額（個人住民税分控除不足額が 0 未満の場合は 0 とする。）

（6）給付支援サービス活用枠

給付支援サービスの活用の意向を基にデジタル庁において選考した市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\alpha \times 1,100,000 \text{ 円} + 2,200,000 \text{ 円}$$

算式の符号

α ：人口÷100,000 人で得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げる

（7）低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）（被災世帯分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるとき

はその端数金額を千円として計算するものとする。) とする。

算式

追加非課税世帯数 (被災世帯) $\times 100,000$ 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

追加非課税世帯数 (被災世帯) $\times 5,000$ 円

算式の符号

追加非課税世帯数 (被災世帯) : 各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の (i) 及び (ii) の世帯 (以下「令和5年度非課税世帯 (被災世帯)」という。) の数。

(i) 令和6年1月1日 (以下「被災世帯の基準日」という。) において市町村の住民基本台帳に記録されている者 (被災世帯の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、被災世帯の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、被災世帯の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下 (ii) 及び (8) において同じ。) で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯 (令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯又は令和6年度均等割のみ課税化世帯 (以下「令和5年度非課税世帯等」という。) に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。)

(ii) 所有 (その者の扶養親族等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した住宅等を所有する場合を含む。以下同じ。) する住宅又は家財 (以下「住宅等」という。) が市町村に所在する者 (令和5年度非課税世帯 (被災世帯) の基準日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。) で、当該住宅等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第

323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者（所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が（i）の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。）を含む世帯（同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。）

（8）給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）（被災世帯分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）×100,000円＋こども加算支援児童数（被災世帯）×50,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）×5,000円＋こども加算支援世帯数（被災世帯）×5,000円

算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の（i）及び（ii）の世帯（以下「令和5年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）」という。）の数。

（i）被災世帯の基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者を含む世帯（令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。）

（ii）所有する住宅等が市町村に所在する者（被災世帯の基準日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該住宅等が令和6年

能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第 323 条に基づき条例で定めるところにより、令和 5 年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者（所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が（i）の世帯又は令和 5 年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。）を含む世帯（同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれかの世帯に限る。）

こども加算支援世帯数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和 5 年度非課税世帯（被災世帯）及び令和 5 年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）であって、十八歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童が属する世帯数。

こども加算支援児童数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和 5 年度非課税世帯（被災世帯）及び令和 5 年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）に属する十八歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童数。